

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年4月12日

さいたま地方法務局 本庄出張所

登記官 越 石 徹

記

1 手続番号

0328-2024-0035

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

児玉郡上里町大字金久保字向河原2440番

3 地目

畑

4 地積

431㎡

5 意見又は資料の提出先

本庄市早稲田の杜四丁目10番1号（〒367-0030）

さいたま地方法務局 本庄出張所

0495-22-3264 ナビダイヤル②番